

健康福祉常任委員会委員長報告

去る6月8日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案1件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和8年6月10日(水)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 島野和夫、村田裕子、滝瀬光一、中村洋子、
工藤日出夫、高橋 誠
- 4 審査結果

「議案第39号」工事請負契約の締結については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第39号」について

(1) 「今回の一般競争入札において基準を下回る入札が発生した経緯について」質疑したところ、「もともと入札の制度として、北本市建設工事低入札価格取扱要綱があり、入札工事の下限として失格基準が、上限として予定価格が定められています。過度に安価な入札の場合、工事の安全性や作業員の質の確保、あるいはアスベスト等の有害物質の処理などが確実に行われな
いおそれもあることから、市では、失格基準を設けて入札を行っています。工事の内訳については、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費が低入札価格取扱要綱でそれぞれ定められており、総額についても、各項目の合計額を下回った場合、失格となります。今回失格となった2者のうち、1者は総額自体が基準を下回り、もう1者は、総額自体は基準を上回ったも

の、内訳の一部が基準を下回りました。解体工事は、建設工事に比べ、施工方法によっては比較的成本が抑えられる部分もあったことから、2者については入札額が下限を下回ったと考えています。入札に参加した3者中2者が失格となりましたが、予定価格及び失格基準については、国や県の基準に準じた積算方法により、適正に積算しているものと認識しています」との答弁がありました。

（２）「アスベスト等の有害物質の状況について」質疑したところ、「アスベストについては、現在の建物の床仕上げ材や、内装材の一部に含有を確認しています。飛散性の低いレベル3の除去となり、養生や、飛散防止の措置を行い、適切に解体工事を実施します」との答弁がありました。

（３）「今後のスケジュールについて」質疑したところ、「議決いただいた後、本契約を締結し、7月から解体工事に着手したいと考えています。10月頃までに建物の解体を実施し、その後、整地や浄化槽の撤去などを行い、令和9年1月29日の工事完了を予定しています」との答弁がありました。

（４）「解体工事の管理体制について」質疑したところ、「本市から工事監督員に指定された建築開発課の職員が、現場の代理人と調整を行い、工事の各工程が設計に沿って実施されているか、進捗管理を行います」との答弁がありました。

（５）「健康増進センター解体後の活用計画について」質疑したところ、「解体後の土地は、高齢者に限らず、広く市民の方が利用できる公園として活用する計画を進めており、公園整備に関する設計予算を来年度に計上する予定です。ゲートボール場については、今年度、屋内ゲートボール場の改修工事に係る実施設計を行い、来年度以降、改修を進めていきます。屋内ゲートボール場は、令和7年度に実施した劣化度調査において、支柱等が劣化しているものの、継続使用は可能との結果であったため、現時点では改修して

存続させる方針ですが、屋内ゲートボール場の前にある多目的広場を含め、どのように整備していくかについては、今後検討を重ねていきます」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上報告いたします。

令和8年6月24日

健康福祉常任委員会
委員長 高 橋 誠

北本市議会議長 保 角 美 代 様